

第9回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年4月17日（金）

13：00～

場所：県庁7階 審議会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 緊急事態宣言の発令に伴う県の対応について

(2) 各部局からの報告事項等について

(3) 現地対策本部の設置について

(4) その他

4 閉 会

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 群馬県の緊急事態措置

1 緊急事態措置の実施期間

令和2年4月17日（金）から5月6日（水）まで

2 緊急事態措置の実施区域

群馬県内全域

3 緊急事態措置の内容

(1) 県民に対して（4月17日（金）から5月6日（水）まで）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」。）第45条第1項に基づき、「医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと」を要請する。

また、他の都道府県への往来についても、原則として自粛を要請する。

(2) 事業者等に対して（4月18日（土）から5月6日（水）まで）

特措法第24条第9項に基づき、県内に所在する特措法施行令第11条に規定する施設（別紙①特措法による協力要請を行う施設）の管理者及びイベントの主催者に対し、施設の使用停止又は催物の開催停止を要請する。

なお、特措法施行令第11条に規定する施設に該当しないが、使用停止が望ましい施設（別紙②特措法によらない協力依頼を行う施設）の管理者に対して、施設の使用停止又は催物の開催停止の協力を依頼する。

また、社会生活を維持する上で必要な施設等（別紙③基本的に休止を要請しない施設）の管理者に対し、適切な感染防止対策を講じた上で事業の継続を要請する。

イベントの主催者に対しては、屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請する。

① 特措法による協力要請を行う施設

種類	施設	休止要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	ストリップ劇場	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
	場外馬（車・舟）券場	対象	
大学・学習塾等	大学	対象	【要請の内容】 【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	専門学校	対象	
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
	体操教室	対象	
文教施設	幼稚園	対象	【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	

① 特措法による協力要請を行う施設

種類	施設	休止要請	備考
運動・遊技施設	体育館	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）</p> <p>※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。</p> <p>☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。</p>
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	ゴルフ練習場（※）	対象外	
	バッティング練習場（※）	対象外	
	陸上競技場（☆）	対象外	
	野球場（☆）	対象外	
	テニスコート（☆）	対象外	
	柔剣道場	対象	
	弓道場	対象外	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	
遊園地	対象		
劇場等	劇場	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）</p>
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
集会・展示施設	集会場	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）</p> <p>【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）</p>
	公会堂	対象	
	展示場(住宅展示場については、集客活動を行い、来場を促すもの)	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	
	博物館	対象	
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	対象	
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	

① 特措法による協力要請を行う施設

種類	施設	休止要請	備考
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）</p>
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	対象	
	古物商（質屋を除く。）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
	旅行代理店（店舗）	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	
	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
美術品販売	対象		
展望室	対象		

② 特措法によらない協力依頼を行う施設

種類	施設	休止要請	備考
大学・学習塾等	大学	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼</p>
	専門学校	対象	
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
バレエ教室	対象		
体操教室	対象		
集会・展示施設	集会場	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。</p>
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	
	博物館	対象	
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	対象	
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	

② 特措法によらない協力依頼を行う施設

種類	施設	休止要請	備考
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼</p>
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	対象	
	古物商（質屋を除く。）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
旅行代理店（店舗）	対象		
商業施設	アイドルグッズ専門店	対象	<p>【要請の内容】</p> <p>【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】</p> <p>施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼</p>
	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
	展望室	対象	

③ 基本的に休止を要請しない施設

種類	施設	休止要請	備考
医療施設（※）	病院	対象外	【要請の内容】適切な感染防止対策の協力を要請 ※有資格者が治療を行うもの
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	整体院	対象外	
	柔道整復	対象外	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請の内容】必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	【要請の内容】適切な感染防止対策の協力を要請
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	【要請の内容】適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む。
	食料品売り場（※）	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	

③ 基本的に休止を要請しない施設

種類	施設	休止要請	備考
食事提供施設	飲食店	対象外	【要請の内容】適切な感染防止対策の協力を要請、 営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間の短縮については、これまで夜8時以降から朝5時までの間に営業している店舗に対して、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトを除く。）
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	タピオカ屋	対象外	
	居酒屋	対象外	
	屋形船	対象外	
住宅・宿泊施設	ホテル	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	対象外	
	旅館	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舎	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
交通機関等	バス	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等を含む）	対象外	
工場等	工場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	
	A T M	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	事務所	対象外	
	官公署	対象外	

③ 基本的に休止を要請しない施設

種類	施設	休止要請	備考
その他	理髪店	対象外	【要請の内容】適切な感染防止対策の協力を要請 ※物価統制令の対象となるもの
	美容院	対象外	
	銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣装屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
	ブライダルショップ	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	駅売店	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	
	ランドリー	対象外	
クリーニング店	対象外		
ごみ処理関係	対象外		

【別表】適切な感染防止対策

発熱者等の施設への 入場防止	・ 従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・ 来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	・ 店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保）
	・ 換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
	・ 密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	・ 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・ 来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・ 店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	・ ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	・ 従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）
	・ 出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

緊急事態宣言を受けての今後の対応について

令和2年4月17日
健康福祉部

1. 方針

政府の基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実行する

2. 政府の基本的対処方針抜粋

- (1) 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがある場合は、厚生労働省に協議の上、軽症者等は自宅待機又は宿泊施設等で療養を行う。
- (2) 帰国者・接触者外来を増設し、専属的な人材を確保する。
- (3) 結核病床や一般の医療機関の病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受入れるために必要な病床を確保する。
- (4) 専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、医療体制を整備する。

3. 新型インフルエンザ等対策特別措置法関係条文

第31条

知事は、患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医療関係者等に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

第48条

知事は、病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、臨時の医療施設において医療を提供しなければならない。

第49条

知事は、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資を使用する必要があると認めるときは、所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

第55条

知事は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、必要な物資(医薬品その他の物資)について、その所有者に対し、当該特定物資の売り渡しを要請することができる。



患者の入院状況

R2.4.17 9:00現在

感染患者数	112
うち 入院中	91
死亡	4
退院	14
県外へ転院	1
入院調整中	2



感染症病床 52床

今後に加え、4月20日までに、一般病床と合わせて186床の運用を目指す。

さらに病床確保を進める

今後の医療体制等①

1 病床確保の状況

- これまで、感染症病床 52 床で入院患者を受入れ。
→ 今後に備え、一般病床と合わせて 200 床程度を確保。さらに、病床確保を進める。
→ また、軽症者・無症状者の宿泊施設などへの移行を進める。

2 病院間調整センター（県調整本部）

重症度や疾病特性等に応じた入院時の振り分け、転院搬送などの調整機能を担う「病院間調整センター」の稼働を開始（4月9日～）

2

今後の医療体制等②

3 帰国者・接触者外来の増設

指定医療機関を含め既設18か所（16→18か所）
県病院協会の協力を得て、さらに増設を進める。
設置目標30か所

4 発熱外来の設置

設置目標12か所以上（渋川、高崎、安中、富岡で設置）
県・郡市医師会及び県病院協会の協力を得て設置を進める。

3

今後の医療体制等③

5 新型コロナウイルス軽症者等の宿泊療養について

【目的】重症患者の増加に備え、無症状者や軽症者のうち、医師が必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した方について、病院外で宿泊療養するための施設を確保するもの。

【取組状況】

- 現在、4月13日までに応募のあった事業者と具体的な調整に着手
- 宿泊療養マニュアルを策定中

4

今後の医療体制等④

新型コロナウイルス軽症者等の宿泊療養について

【取組状況】

- 第1回目の募集に対し、
7事業所から申し込み。（523室）
- 宿泊療養マニュアルを策定中

【当面の目標】

- 4月中に300室程度の体制確保。

6

農場等での新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスの感染が拡大しています。水田・畑作・施設園芸・畜産・水産等の農業者や従業員のみなさまの安全確保や営農継続のためにも、改めて新型コロナウイルス感染症の対策を徹底してください。

1 予防対策の徹底

(1) 厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した予防対策をお願いします。

<予防対策>

- ・手洗い、マスク着用の徹底、体温を測定して記録してください。また、従業員等の体調確認をこまめに行ってください。
- ・屋内で作業する場合は、必要に応じて換気を行い、できる限りマスクを着用してください。
- ・集出荷施設等への入退場時には、手洗いや手指の消毒等を行ってください。
- ・ドアノブ、手すり等、人がよく触れるところは、アルコール消毒液を浸したペーパータオル等で拭き取り清掃を行ってください。

2 営農継続等に向けた事前検討

- (1) 農業者や農業団体等の関係者は、農場等で働く人が新型コロナウイルスに感染した場合でも営農活動や出荷体制等を維持・継続するための対応をあらかじめ検討・構築してください。
- (2) 農業団体等の関係者は、集出荷施設等で従業員が感染した場合を想定して、施設の速やかな消毒、作業代替要員の確保、作業工程や動線の変更等、集出荷作業等の継続に向けた体制を検討・構築してください。

3 経営支援

- (1) 新型コロナウイルスの影響により、自身の農業経営にどの程度の影響があるかを検討し、必要な運転資金の融資や収入保険等に関する情報収集を行ってください。
- (2) 融資制度や収入保険等に関する相談にあたっては、JA等の金融機関、市町村、県庁もしくは最寄りの農業事務所等にご相談ください。

4 疑いのある症状が見られた場合の対応

(1) 農場等で働く人のなかで、次のいずれかの症状がある方は「群馬県新型コロナウイルス感染症コールセンター」にご相談ください。

- ①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。)
- ②強いだるさや息苦しさがある。

■群馬県新型コロナウイルス感染症コールセンター
電話：0570-082-820

(2) コールセンターでご相談いただいた結果、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、保健福祉事務所（保健所）を通じて、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介しています。

5 発生時の対応

(1) 患者が確認された場合の対応

- ・農場等で働く人のなかで患者が確認された場合には、関係者に周知するとともに、対応について保健所からの指導に従ってください。

(2) 生産施設等の消毒実施

- ・保健所の指示により、感染者が作業した生産施設や集出荷施設、事務室等の消毒を実施します。なお、緊急的に自ら行う場合には、ドアノブ、スイッチ、手すり等、頻繁に感染者の手指が触れたと思われる場所を中心に、アルコール等で拭き取り消毒を実施してください。

6 情報収集・周知徹底

(1) 農林水産省、厚生労働省、都道府県、市町村等から情報収集し、農場等で働く方々に周知してください。

●農林水産省：新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関する
ガイドライン

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

●農林水産省：新型コロナウイルス感染症について

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html

●厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●群馬県：新型コロナウイルス感染症について

https://www.pref.gunma.jp/02/d29g_00243.html



臨時休業中における学校教職員の在宅勤務の実施について

令和2年4月17日
教育委員会

1 県立学校教職員について

(1) 対象者

- すべての常勤及び非常勤教職員
(正規教職員、臨時的任用教職員、再任用教職員、会計年度任用職員)

(2) 実施期間

- 新型コロナウイルス感染症対策に対応した臨時休業期間
4月20日(月)以降、順次実施

(3) 実施場所

- 教職員の自宅

(4) 勤務時間

- 実施単位は1日とする。
- 勤務時間の割振りは、各学校又は教職員に割り振られている勤務時間・休憩時間とする。
- 在宅勤務を実施する場合は、時間外勤務は行わないこととする。なお、在宅勤務実施日において、在宅勤務を実施する教職員が各種休暇等の承認を受けることは妨げない。

(5) 在宅勤務者・出勤勤務者の割振り

- 学校受入児童生徒*への対応、放課後等デイサービスへの支援、家庭への電話連絡や家庭訪問、関係諸機関等への連絡調整、その他児童生徒への必要な支援・指導等及び学校運営上必要な業務に対して必要最低限の教職員を交代で出勤勤務とし、他の教職員は在宅勤務とする。

*社会機能を維持する業務の従事者、及び一人親のため仕事が休めない保護者の子。

また、障害等により、学校(及び教員)の専門的な技術を要する支援を受ける必要がある子。

- 学年・分掌等の中でグループを作るなど、出勤・在宅勤務者の割振りを行う。

(6) 在宅勤務の内容

- 授業準備、教材研究、校務分掌に関わる業務等を行う。
ただし、個人情報扱う業務は行わない。

2 市町村立学校教職員について

- 市町村教育委員会に対し、県立学校の取組について周知した上で、同様の対応を要請する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受けた 現地対策本部の設置について

R2.4.17 総務部危機管理課

1 方針

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、以下のとおり振興局長又は行政県税事務局長を本部長とした新型コロナウイルス感染症に係る現地対策本部を設置する。

2 現地対策本部の構成（「新型インフルエンザ等対策行動計画」より抜粋）

構 成	本部長	振興局長又は行政県税事務局長
	本部員	行政県税事務局長、保健福祉事務局長（中核市にあつては保健所長）、管内地域機関の長及び知事が任命又は委嘱する者（市町村長、警察署長、消防長等）
	事務局	行政県税事務所
所管区域	各事務所の所管地域	
所管事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症から県民の生命、安全を守ること（感染対策及びまん延防止等を含む。） ・ 社会機能の確保等に関すること。 ・ その他必要な事項に関すること。 	

3 現地対策本部の活動

各行政県税事務所で定める「新型インフルエンザ等対策現地対策本部マニュアル」に基づき活動する。

- (1) 情報収集・共有（地域における問題等の把握、県対策本部への報告）
- (2) 市町村への支援
- (3) 事業者への支援
- (4) 業務継続体制の実行

等

（参考）考え方の整理

- ・ これまで各地域においては、医療対応について検討する「地域対策会議」を随時開催し、情報共有を行ってきたところ、このたび、政府は全国に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令し、群馬県も当該宣言の対象区域に含まれることとなった。
- ・ 今後は医療対応のみならず、不要不急の外出自粛や施設の利用制限等の社会対応を行っていくことが求められることから、現地対策本部を設置することとする。
- ・ なお、群馬県新型インフルエンザ等対策行動計画においては、海外発生の時点で、社会対応について検討する現地対策本部を設置することとなっている。

新型コロナウイルス感染症対策の体制イメージ

